

区内で転居された方へ（ご案内）

転居した方が下記の制度に該当する場合は、それぞれの窓口で手続きをしてください。外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を必ずお持ちください。

制 度	内 容		窓 口
印鑑登録	すでに登録している場合は、自動的に住所変更されますので、今までの印鑑登録証がそのまま使えます。（手続きは不要です。）		市民課
マイナンバーカード	カードの追記欄に新住所を記載し、ICチップの情報更新を行います（暗証番号の入力が必要です）。カードをご持参ください。 ※マイナンバーカードを申請中に異動された方は、異動前の情報でカードが作られる場合があります。窓口でご相談ください。		
電子証明書	署名用は住所の変更により自動的に失効しますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。		
在留カード または 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。		
国民健康保険	国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の変更の手続きをしてください。「高齢受給者証」の交付を受けている方は、併せてご持参ください。マイナ保険証の登録を行っていない方には新しい資格確認書（70歳以上の方にはこれに加えて高齢受給者証）・資格情報のお知らせを送ります。		保険年金医療課
国民年金	加入者	手続きは不要です。	
	受給者	国民年金や厚生年金を受給している方の住所変更の届出は、原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要か不明な場合は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙をお渡ししますのでお申し出ください。）	
後期高齢者医療	手続きは不要です。新しい資格確認書は、新住所地に郵送します。 ※84歳未満のマイナ保険証を保有されている方は資格確認書の送付はありません。		
高齢期移行者 医療費助成	受給者証の交付を受けている方は、受給者証の変更の手続きをしてください。 ※マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかと受給者証が必要です。 ※市HPからのオンライン申請も可能です。（ひとり親家庭等医療を除く）		
こども医療費助成			
重度（高齢重度） 障害者医療費助成			
ひとり親家庭等 医療費助成			
老人福祉手帳 （すこやかカード）	手帳の交付を受けられている方は、住所変更書換欄にご自分で新住所を記入のうえ、お使いください。		
介護保険	手続きは不要です。新たに、要介護・要支援認定の申請をされる必要がある方は、ご相談ください。保険証は、65歳以上の方と要介護・要支援認定を受けている40歳以上65歳未満の医療保険に加入されている方に郵送します。		

制 度	内 容	窓 口
敬老優待乗車証	すでに乗車証をお渡ししている場合は、そのままお使いください。 満70歳以上の方に、市バス・市営地下鉄・市内民営バス等の優待乗車証を交付します。	保健福祉課
障害者福祉	住所変更の手続きをしてください。手帳等の住所変更をいたします。 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など。	
福祉乗車証	すでに乗車証をお渡ししている場合は、手続きが必要な場合がありますので、お申し出ください。	
自立支援医療	住所変更の手続きをしてください。受給者証の住所変更をいたします。	
児童手当	・住所変更の手続きをしてください。 ・オンライン申請や郵送申請も可能です。 ※世帯全員での転居の場合は届出不要です。	
児童扶養手当	住所変更の手続きをしてください。	
乳幼児健康診査	満3歳までの乳幼児については、健診の案内を送付しますので、住所変更の届出をしてください。	固定資産税担当 (新長田合同庁舎) 0570-078-401
固定資産税 (土地・家屋)	手続きは不要です。 住民票登録住所以外で送付物の受け取りを希望の方は、固定資産税担当へお問い合わせください。	
犬の登録	犬の登録事項変更届が必要です。詳しくは市HPの「飼い犬の登録と狂犬病予防注射」をご確認ください。	生活衛生ダイヤル 078-771-7497
原動機付自転車 小型特殊自動車	手続きは不要です。	法人税務課 (新長田合同庁舎)

手続きはお住まいの区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区 ☎ 841-4131 灘 区 ☎ 843-7001 中 央 区 ☎ 335-7511 兵庫区 ☎ 511-2111 北 区 ☎ 593-1111
長田区 ☎ 579-2311 須磨区 ☎ 731-4341 北須磨支所 ☎ 793-1212 垂水区 ☎ 708-5151 西 区 ☎ 940-9501